

令和4年8月12日

令和4年8月3日からの大雨による被害に係る  
普通交付税(9月定例交付分)の繰上げ交付

総務省は、令和4年8月3日からの大雨により多大な被害を受けた地方公共団体に対し、地方交付税法第16条第2項の規定に基づき、9月に定例交付すべき普通交付税の一部を繰り上げて交付することとしました。

## 1 対象団体 15団体(4市9町2村)

青森県	14団体
福井県	1団体

## 2 繰上げ交付額

青森県	5,662百万円
福井県	260百万円
合計	5,922百万円

## 3 日程

令和4年8月12日(金) 交付決定

令和4年8月15日(月) 現金交付

※繰上げ交付の団体別内訳は、別紙のとおり。

## &lt;参考&gt;

- ・ 普通交付税の定例の交付時期は、4月、6月、9月及び11月(地方交付税法第16条第1項)
- ・ 普通交付税の繰上げ交付は、災害により多大な被害を受けた地方公共団体における資金繰りを円滑にするために、定例の交付時期を繰り上げて交付するもの
- ・ 9月定例交付額の30%を交付

自治財政局財政課 中谷、西林、小幡  
TEL 03-5253-5111(代表)  
TEL 03-5253-5612(直通)  
FAX 03-5253-5615

(別紙)

令和4年8月3日からの大雨による被害に係る  
普通交付税(9月定例交付分)の繰上げ交付額(団体別)

(単位:百万円)

<青森県> (4市8町2村)

団体名	繰上げ交付額
弘前市	1,453
五所川原市	823
つがる市	710
平川市	523
外ヶ浜町	238
鱒ヶ沢町	244
深浦町	279
西目屋村	91
藤崎町	239
大鰐町	210
田舎館村	138
板柳町	222
鶴田町	214
中泊町	278
合計	5,662

<新潟県> (2市1村)

団体名	繰上げ交付額
村上市	1,017
胎内市	351
関川村	187
合計	1,555

<石川県> (6市1町)

団体名	繰上げ交付額
金沢市	770
小松市	632
加賀市	571
白山市	761
能美市	342
野々市市	152
川北町	96
合計	3,324

<山形県> (4市6町)

団体名	繰上げ交付額
米沢市	542
寒河江市	323
長井市	323
南陽市	294
大江町	182
高島町	268
川西町	355
小国町	221
白鷹町	272
飯豊町	236
合計	3,016

<福井県> (1町)

団体名	繰上げ交付額
南越前町	260
合計	260

(16市16町3村)

交付総額	13,817
------	--------

※8月10日(水)繰上げ交付分:

20団体(12市7町1村)

7,895百万円

山形県10団体(4市6町)

新潟県3団体(2市1村)

石川県7団体(6市1町)

※8月15日(月)繰上げ交付分:

15団体(4市9町2村)

5,922百万円

青森県14団体(4市8町2村)

福井県1団体(1町)